

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
(2, Rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- グローバル・コア株式ファンド
(Premium Funds
- Global Core Equity Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。
プレミアム・ファンズ
- グローバル・コア株式ファンド
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2018年
2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=107.37円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月8日以降、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア債券ファンドのすべての受益証券、およびウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付受益証券とのスイッチングが可能となったことに伴い、2018年5月16日に提出した有価証券届出書（2018年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）に記載の表現等を一部更新するため、また、その他の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（注）下線および傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

（八）資本金の額

<訂正前>

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,020万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,535円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.73円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,946万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,569円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券間、ならびにプレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型のそれぞれの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングを行うことができる。また、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の米ドル建て受益証券とのスイッチングを行うこともできる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）

クラス受益証券間、ならびにプレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびグローバル・コア債券ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

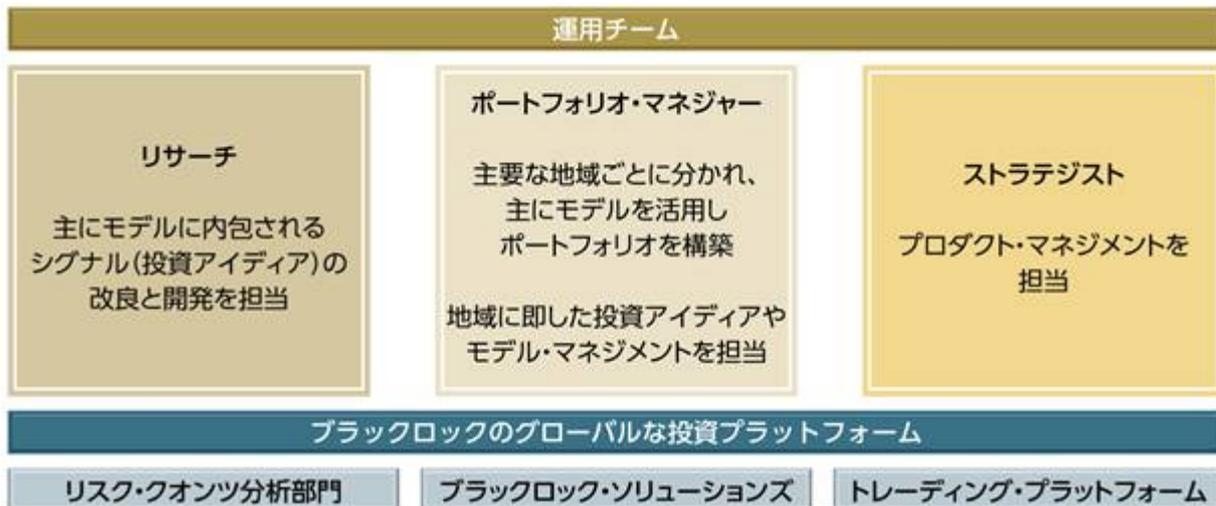
（３）運用体制

投資先ファンドの運用体制

<訂正前>

（前略）

科学的アクティブ株式運用部門の運用体制

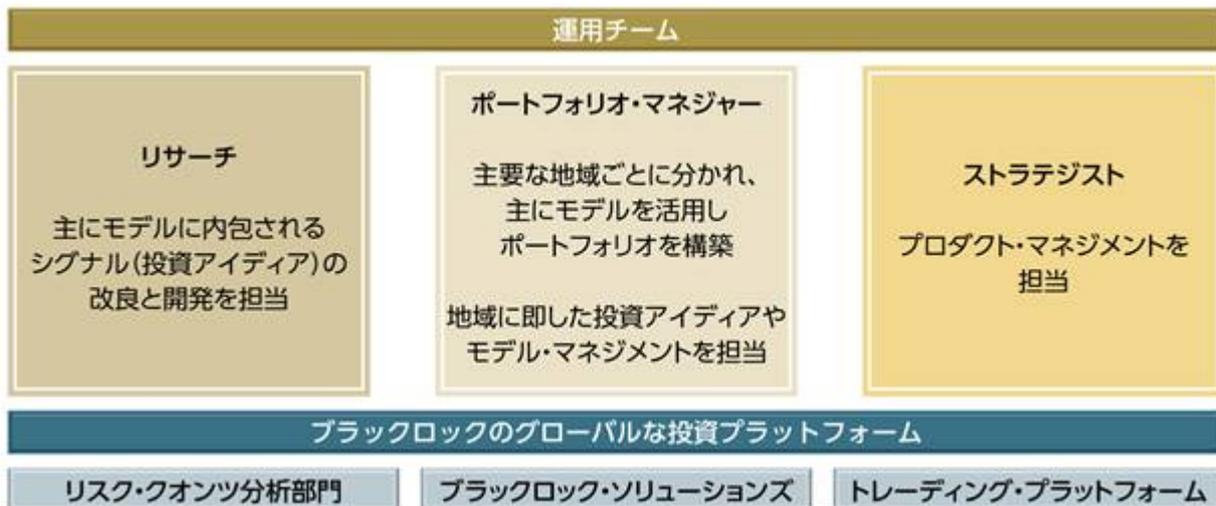


（注）上記運用体制の記載は、2018年3月末日現在のものであり、変更される場合がある。

<訂正後>

(前略)

科学的アクティブ株式運用部門の運用体制



(注)上記運用体制の記載は、2018年12月末日現在のものであり、変更される場合がある。

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

<訂正前>

(前略)

(注)上記リスクに対する管理体制の記載は、2018年7月末日現在のものであり、将来変更される場合がある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注)上記リスクに対する管理体制の記載は、2018年12月末日現在のものであり、将来変更される場合がある。

(後略)

(3) リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

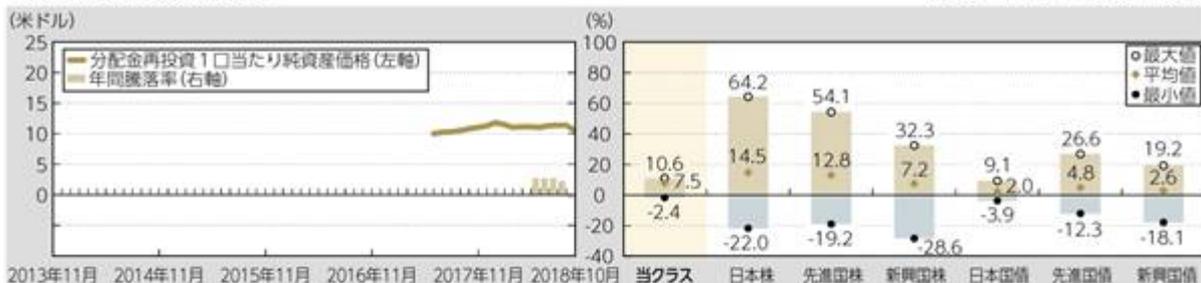
下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年11月～2018年10月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、サブ・ファンドは2017年6月16日から運用を開始したため、年間騰落率および2017年6月15日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

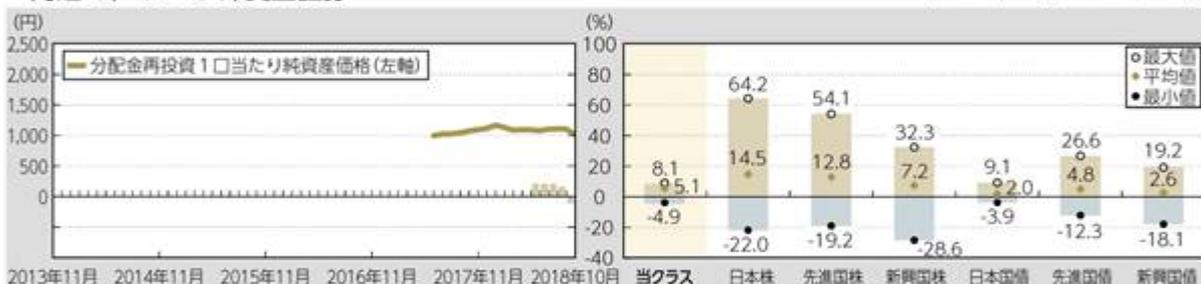
<米ドル建て受益証券>

(2013年11月～2018年10月)



<円建て(ヘッジあり)受益証券>

(2013年11月～2018年10月)



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。ただし、各クラス受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- 各クラス受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)設定から1年未満の時点では算出されません。
- 各クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル建て受益証券については、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 日本株……………TOPIX(配当込み)
 先進国株……………ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
 新興国株……………S&P新興国総合指数
 日本国債……………BBGバークレイズE1年超日本国債指数
 先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……………FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4 手数料等及び税金

(3) スイッチング手数料

< 訂正前 >

海外におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が賦課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1.08%（税抜1.00%）が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

スイッチング手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびにスイッチングに関する事務手続の対価である。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

< 訂正後 >

海外におけるスイッチング手数料

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が賦課される。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、課せられない。

(5) その他の手数料等

投資先ファンドにかかる費用等

<訂正前>

(前略)

販売会社報酬 および 販売取扱会社報酬	販売会社 および 販売取扱会社	受益証券の販売業務、 購入・買戻しの取扱業 務、運用報告書の交付 等購入後の情報提供 業務およびこれらに付 随する業務	販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、販売取扱会社が販売した受益証券に係るサブ・ファンドの純資産価額に対して年率1.15%の販売取扱会社報酬を受領します。 販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.02%、販売会社が販売した受益証券に係るサブ・ファンドの純資産価額に対して年率1.15%の販売会社報酬を受領します。 管理会社は、サブ・ファンドに関連して日本における販売会社および販売取扱会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済するものとします。
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書 等の販売会社への送 付、受益証券1口当 たり純資産価格の公表 およびこれらに付随す る業務	サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%（毎月後払い） 管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済するものとします。
その他の 費用・手数料	<p>①設立費用 サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用(約11万5,000米ドル)は、原則として、サブ・ファンドの最初の5年以内に償却されます。</p> <p>②仲介手数料 有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁します。</p> <p>③その他の運営費用 サブ・ファンドはその事業活動に付随するすべての費用(受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社が自らの費用で提供する、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器に関する費用を除きます。)を負担します。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、年次報告書、半期報告書の作成・配布費用、受益者向け通知の作成・配布費用、上記に類するすべての一般管理費、利息およびコミットメント・ライン手数料、租税、通信費用等を含みます。サブ・ファンドは、組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがあります。</p> <p>④投資先ファンドにかかる費用等 後記「投資先ファンドの報酬および費用」をご参照ください。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>		
投資先ファンドの報酬および費用			
投資先ファンドの 管理会社報酬等	管理報酬	投資先ファンドの純資産価額の0.40%(年率)	
	<p>その他、投資先ファンドは、管理事務代行報酬、保管受託報酬等を負担します。なお、2016年6月1日から2017年5月31日までの期間において、投資先ファンドのクラスI投資証券に適用された管理事務代行報酬および保管受託報酬等の料率の合計は0.069%(年率)でした。管理事務代行報酬および保管受託報酬の上限料率等の詳細は請求目論見書をご参照ください。</p> <p>(注)上記の料率は、あくまでクラスI投資証券の過去の実績であり、将来においてクラスI2(米ドル建て/非分配型)投資証券に適用される料率を保証または示唆するものではありません。(なお、クラスI投資証券とクラスI2(米ドル建て/非分配型)投資証券に適用される管理報酬、管理事務代行報酬および保管受託報酬の料率は、同じになることが予定されております。)</p>		
その他の費用	<p>①投資先投資法人は、有価証券貸付手数料を負担することがあります。</p> <p>②投資先投資法人は、投資または投資先投資法人の段階で課される税金を負担します。</p> <p>③投資先投資法人が過度の取引の疑いがあると合理的に判断する場合、投資主は買戻代金の2%を上限とするチャージを課されることがあります。</p>		

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

<訂正後>

(前略)

販売会社報酬 および 販売取扱会社報酬	販売会社 および 販売取扱会社	受益証券の販売業務、 購入・買戻しの取扱業 務、運用報告書の交付 等購入後の情報提供 業務およびこれらに付 随する業務	販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いさ れる、販売取扱会社が販売した受益証券に係るサブ・ファンドの 純資産価額に対して年率1.15%の販売取扱会社報酬を受領し ます。 販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、 サブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.02%、販売会社が販 売した受益証券に係るサブ・ファンドの純資産価額に対して年 率1.15%の販売会社報酬を受領します。 管理会社は、サブ・ファンドに関連して日本における販売会社お よび販売取扱会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サ ブ・ファンドの資産から返済するものとします。
代行協会会員報酬	代行協会会員	目論見書、運用報告書 等の販売会社への送 付、受益証券1口当 たり純資産価格の公表 およびこれらに付随す る業務	サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%（毎月後払い） 管理会社は、代行協会会員に支払われるべき合理的な立替費用 を、サブ・ファンドの資産から返済するものとします。
その他の 費用・手数料	<p>①設立費用 サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用(約11万5,000米ドル)は、原則として、 サブ・ファンドの最初の5年以内に償却されます。</p> <p>②仲介手数料 有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁します。</p> <p>③その他の運営費用 サブ・ファンドはその事業活動に付随するすべての費用(受託会社、管理会社、投資運用会社、保管 会社、管理事務代行会社、代行協会会員および日本における販売会社が自らの費用で提供する、各自 の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器に関する費用を除きます。)を 負担します。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、年次報告書、半期報 告書等の作成・配布費用、受益者向け通知の作成・配布費用、上記に類するすべての一般管理費、利 息およびコミットメント・ライン手数料、租税、通信費用等を含みます。サブ・ファンドは、組入証券 の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがあります。</p> <p>④投資先ファンドにかかる費用等 後記「投資先ファンドの報酬および費用」をご参照ください。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等 を表示することができません。</p>		
投資先ファンドの報酬および費用			
投資先ファンドの 管理会社報酬等	管理報酬	投資先ファンドの純資産価額の0.40%(年率)	
	<p>その他、投資先ファンドは、管理事務代行報酬、保管受託報酬等を負担します。なお、2017年6月1日から 2018年5月31日までの期間において、投資先ファンドのクラスI投資証券に適用された管理事務代行報 酬および保管受託報酬等の料率の合計は0.092%(年率)でした。管理事務代行報酬および保管受託報酬 の上限料率等の詳細は請求目論見書をご参照ください。</p> <p>(注)上記の料率は、あくまでクラスI投資証券の過去の実績であり、将来においてクラスI2(米ドル建て/非分配型) 投資証券に適用される料率を保証または示唆するものではありません。(なお、クラスI投資証券とクラスI2(米 ドル建て/非分配型)投資証券に適用される管理報酬、管理事務代行報酬および保管受託報酬の料率は、同じにな ることが予定されております。)</p>		
その他の費用	<p>①投資先投資法人は、有価証券貸付手数料を負担することがあります。</p> <p>②投資先投資法人は、投資または投資先投資法人の段階で課される税金を負担します。</p> <p>③投資先投資法人が過度の取引の疑いがあると合理的に判断する場合、投資主は買戻代金の2%を上限と するチャージを課されることがあります。</p>		

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンド
の運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

(6) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2018年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

2018年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

5 運用状況

「(1) 投資状況」「(2) 投資資産」および「(3) 運用実績 純資産の推移」については、以下の内容に更新されます。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2018年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	155,406,807.74	97.84
現金その他の資産(負債控除後)		3,424,794.56	2.16
合計 (純資産価額)		158,831,602.30 (約17,989百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.26円)による。以下「5 運用状況」において同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2018年10月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Systematic Global Equity Fund Class I2 Share USD ACC	ルクセンブルグ	投資法人	1,421,057.130	109.09	155,029,697.46	109.36	155,406,807.74	97.84

投資不動産物件(2018年10月末日現在)

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの(2018年10月末日現在)

該当事項なし。

(3) 運用実績

純資産の推移

下記計算期間末および2018年10月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

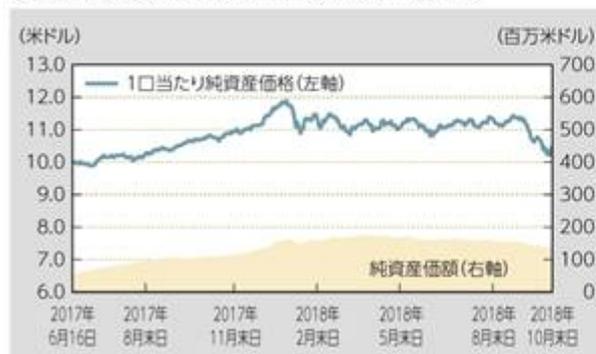
	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラス	基準通貨	円
第1計算期間末 (2017年11月末日)	128,190,484.54	14,518,854,279	米ドル建て	10.95米ドル	1,240円
			円建て(ヘッジあり)	1,087円	-
2017年11月末日	128,190,484.54	14,518,854,279	米ドル建て	10.95米ドル	1,240円
			円建て(ヘッジあり)	1,087円	-
12月末日	151,483,760.39	17,157,050,702	米ドル建て	11.18米ドル	1,266円
			円建て(ヘッジあり)	1,107円	-
2018年1月末日	185,909,563.40	21,056,117,151	米ドル建て	11.75米ドル	1,331円
			円建て(ヘッジあり)	1,161円	-
2月末日	185,227,938.28	20,978,916,290	米ドル建て	11.40米ドル	1,291円
			円建て(ヘッジあり)	1,125円	-
3月末日	193,517,737.53	21,917,818,953	米ドル建て	10.96米ドル	1,241円
			円建て(ヘッジあり)	1,080円	-
4月末日	197,036,844.43	22,316,393,000	米ドル建て	11.06米ドル	1,253円
			円建て(ヘッジあり)	1,087円	-
5月末日	193,152,549.87	21,876,457,798	米ドル建て	11.07米ドル	1,254円
			円建て(ヘッジあり)	1,085円	-
6月末日	184,992,378.31	20,952,236,767	米ドル建て	10.95米ドル	1,240円
			円建て(ヘッジあり)	1,071円	-
7月末日	186,412,365.39	21,113,064,504	米ドル建て	11.23米ドル	1,272円
			円建て(ヘッジあり)	1,096円	-
8月末日	181,666,771.00	20,575,578,484	米ドル建て	11.31米ドル	1,281円
			円建て(ヘッジあり)	1,101円	-
9月末日	175,899,412.34	19,922,367,442	米ドル建て	11.32米ドル	1,282円
			円建て(ヘッジあり)	1,099円	-
10月末日	158,831,602.30	17,989,267,277	米ドル建て	10.46米ドル	1,185円
			円建て(ヘッジあり)	1,014円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

米ドル建て受益証券

(2017年6月16日(運用開始日)～2018年10月末日)



円建て(ヘッジあり) 受益証券

(2017年6月16日(運用開始日)～2018年10月末日)



(注) 上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

分配の推移

該当事項なし。

「（３）運用実績 収益率の推移」については、以下の内容が追加されます。

サブ・ファンドの2018年10月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

受益証券の種類	収益率 ^(注)
米ドル建てクラス受益証券	- 2.43%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	- 4.88%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年10月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2017年10月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

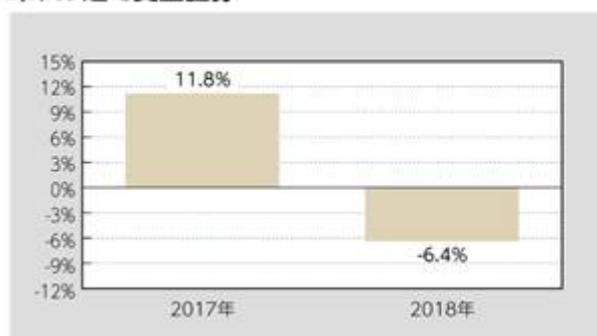
以下同じ。

「<参考情報>」については、以下の内容に更新されます。

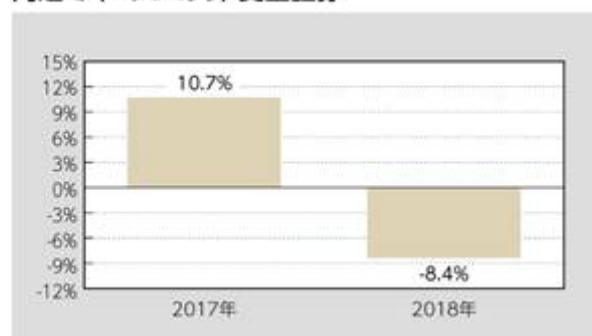
<参考情報>

収益率の推移

米ドル建て受益証券



円建て（ヘッジあり）受益証券

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年10月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、2017年の場合、当初募集価格である10米ドルまたは1,000円）

(注2) 2017年は2017年6月16日（運用開始日）から同年12月末日までの、2018年は2018年1月1日から同年10月末日までの収益率を表示している。

「（４）販売及び買戻しの実績」については、以下の内容が追加されます。

サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年10月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年11月1日	10,665,672.930	7,557,253.875	13,287,574.458
～2018年10月末日	(10,665,672.930)	(7,557,253.875)	(13,287,574.458)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年11月1日	2,003,436.733	1,009,024.689	2,206,717.656
～2018年10月末日	(2,003,436.733)	(1,009,024.689)	(2,206,717.656)

第2 管理及び運営

3 スイッチング手続等

<訂正前>

(1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型(以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。)にかかる信託証券補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドおよびスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンド(以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。)の受益証券の全部または一部を、サブ・ファンドの他のクラス受益証券またはスイッチング先サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券または円建て(ヘッジあり)クラス受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、() 受益証券1口以上0.001口単位、または、() 受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの受渡日以降(受渡日を含む。)におけるスイッチング先サブ・ファンドの買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times \text{NAV} 1 \times C}{\text{NAV} 2}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元サブ・ファンドにかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2 : スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談するべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびプレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の米ドル建て承継機能付受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。また、スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストとの間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{〔注1〕〔注2〕}$$

- A： スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B： スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C： スイッチング元サブ・ファンドにかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1： スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2： スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

〔注1〕異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

〔注2〕当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券間、およびスイッチング先サブ・ファンドのそれぞれの米ドル建てクラス受益証券または円建て（ヘッジあり）クラス受益証券とのスイッチングを行うことができる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の米ドル建て承継機能付受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。また、スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストとの間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「（1）海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

<訂正後>

（1）海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびプレミアム・ファンズ・グローバル・コア債券ファンド(以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。)にかかる信託証券補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドおよびスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および/または円建て(ヘッジあり)クラス受益証券(以下それぞれ「スイッチング元クラス受益証券」という。)の全部または一部を、(i)サブ・ファンドの他のクラス受益証券、または、()スイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券(以下「スイッチング先クラス受益証券」という。)にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、()受益証券1口以上0.001口単位、または、()受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元クラス受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラス受益証券の買戻しの受渡日以降(受渡日を含む。)におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング通知を受領した日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元クラス受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元クラス受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元クラス受益証券にかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元クラス受益証券の買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談するべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元クラス受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラス受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がある保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元クラス受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{〔注1〕 〔注2〕}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元クラス受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元クラス受益証券にかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元クラス受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

（注1）スイッチング手数料は課せられない。

（注2）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券間、およびスイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる。スイッチングは、手数料なしで行うことができる。スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「（1）海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオの経理状況

<訂正前>

（前略）

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 107.37円

<訂正後>

（前略）

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 107.37円

（注1）新たにスイッチング先サブ・ファンドとなるグローバル・コア債券ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、グローバル・コア債券ファンドの運用開始（設定日）は2019年2月8日であり、2019年2月8日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

（注2）新たにスイッチング先クラス受益証券となるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付クラスの経理状況

サブ・ファンドは、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付クラス受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付クラスの運用開始（設定日）は2018年5月24日であり、ウェルス・コアポートフォリオの第一および第二会計年度の財務書類の中に当該クラスの情報は含まれていない。

中間財務書類

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオの経理状況

<訂正前>

（前略）

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 108.70円

<訂正後>

（前略）

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されてい

る。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 108.70円

(注) 新たにスイッチング先サブ・ファンドとなるグローバル・コア債券ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、グローバル・コア債券ファンドの運用開始(設定日)は2019年2月8日であり、2019年2月8日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,020万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,535円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 126.73円)による。

(後略)

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,946万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,569円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 128.43円)による。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2018年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年5月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： <u>3,804,951,959</u> 米ドル
		ユーロ建て： <u>7,872,188</u> ユーロ
		日本円建て： <u>1,204,266,788,559</u> 円
		豪ドル建て： <u>1,765,772,461</u> 豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て： <u>551,424,330</u> ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て： <u>61,156,634</u> カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

<訂正後>

(前略)

2018年10月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年10月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： <u>3,494,511,605</u> 米ドル ユーロ建て： <u>7,369,757</u> ユーロ 日本円建て： <u>1,068,680,440,209</u> 円 豪ドル建て： <u>1,863,864,999</u> 豪ドル ニュージーランド・ドル建て： <u>672,886,254</u> ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： <u>60,362,377</u> カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。